

## 岐阜県県土整備部発注の週休2日制モデル工事試行要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、岐阜県県土整備部が発注する建設工事のうち、主任又は監理技術者及び現場代理人の週休2日を確保するモデル工事（以下「週休2日制モデル工事」という。）を試行するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 週休2日制モデル工事は、県土整備部の現地機関が発注する工事（県土整備部所管事業に限る）のうち、適用が可能であり、現地機関の長が必要と認めた工事を対象とし、原則予定価格4,000万円以上の土木一式工事とする。

ただし、以下に掲げる工事は週休2日制モデル工事の対象としない。

- (1) 県土整備部が定める標準工期日数を設定していない工事
- (2) 現地機関の長が週休2日制モデル工事になじまないと判断した工事

(用語等の定義)

第3条 週休2日制モデル工事における用語等は以下のとおり定義する。

- (1) 「休日」とは、当該施工現場を不施工として閉所し、かつ元請の主任（又は監理）技術者及び現場代理人が休暇を取っている日を指す。なお、休日は原則として土曜日及び日曜日とするが、平日への振替は可能とする。
- (2) 「対象期間」とは、「工事開始日」から「工事完成日」までを指す。  
ただし、道路建設課長及び道路維持課長から通知される「路上工事抑制期間」を除く。また週休2日制モデル工事を発注する現地機関の長（以下「発注者」という。）が工事中止を週休2日制モデル工事を受注した企業（以下「受注者」という。）に指示した期間がある場合は、その期間を除く。

(入札公告、指名通知及び特記仕様書への記載)

第4条 発注者は、入札公告、指名通知及び特記仕様書において週休2日制モデル工事である旨を以下のとおり記載する。

入札公告への記載例（一般競争入札の場合）

1 一般競争入札に付する工事

...

( )本工事は、週休2日制モデルの試行工事です。詳細は「岐阜県県土整備部発注の週休2日制モデル工事試行要領」を参照してください。

指名通知への記載（指名競争入札の場合）

1 5 その他

...

( )本工事は、週休2日制モデルの試行工事です。詳細は「岐阜県県土整備部発注の週休2日制モデル工事試行要領」を参照してください。

特記仕様書への記載

第〇条 週休2日制モデル工事の試行

( )本工事は、週休2日制モデルの試行工事です。詳細は「岐阜県県土整備部発注の週休2日制モデル工事試行要領」を参照してください。

(実施方法等)

第5条 受注者は、週休2日制モデル工事を実施するにあたり、以下のとおり発注者へ報告し、承諾を得ること。

なお、発注者は、受注者に対して可能な限り土曜日及び日曜日の施工となる指示等を

回避し、週休2日が確保できるよう受注者への協力に努めること。

(1) 受注者は、工事着手前に、対象期間において原則土曜日及び日曜日を休日とした週休2日の工程表(任意様式)(以下「予定工程表」という。)を発注者に提出し、承諾を得ること。

ただし、工期を延長した場合は、「予定工程表」を変更した「変更予定工程表」(任意様式)を発注者に提出し、承諾を得ること。

(2) 受注者は、工事完成時に、「予定工程表」又は「変更予定工程表」の対象期間において休日が確認できる「実施工程表」(任意様式)を発注者に提出し、承諾を得ること。なお、発注者は受注者から休日を確かめる書類(工事日誌及び出勤簿等)の提示を受け、「実施工程表」を確かめること。

(3) 発注者は、上記(2)において、対象期間における土曜日及び日曜日の総日数を分母とし、対象期間における休日の総日数を分子とした達成率(以下「達成率」という。)を算出すること。

2 災害等の受注者の責によらない不測の事態が生じるなど週休2日制モデル工事の遂行が困難となった場合は、発注者及び受注者との協議により週休2日制モデル工事の対象外とすることができる。

(達成率に応じた工事成績評定点の加減点)

第6条 第5条第1項(3)において算出した達成率に応じて、以下のとおり工事成績評定点の加減点を行うこととする。

(1) 達成率が87.5%以上の場合は2点を加点する。

(2) 達成率が75%以上87.5%未満の場合は1点を加点する。

(3) 達成率が50%以上75%未満の場合は0点とする。

(4) 達成率が50%未満の場合は1点を減点する。

(その他)

第7条 受注者は、発注者が週休2日制モデル工事に対するアンケートを行う場合は、回答をすること。

また、この要領に定めのない事項については、発注者及び受注者の協議により定めることができる。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。